

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示の一部改正

(畜産課) ページ 一

号外(一) 平成三十一年一月三日

## 告示

### 岐阜県告示第一号

豚コレラのまん延を防止するための家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域の指定に関する告示(平成三十年岐阜県告示第六百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年一月三日

岐阜県知事 古田 肇

二を次のように改める。

二 移動を禁止する区域

多治見市姫町七丁目並びに可児市愛岐ヶ丘二丁目、愛岐ヶ丘二丁目、愛岐ヶ丘三丁目、愛岐ヶ丘四丁目、愛岐ヶ丘五丁目、今渡、大森台二丁目、大森台三丁目、帷子新町一丁目、帷子新町二丁目、帷子新町三丁目、光陽台一丁目、坂戸、塩、清水ヶ丘一丁目、清水ヶ丘二丁目、清水ヶ丘三丁目、清水ヶ丘四丁目、清水ヶ丘五丁目、清水ヶ丘六丁目、下恵土、下切、下切谷迫間入会、塩河、禅台寺一丁目、禅台寺二丁目、禅台寺三丁目、禅台寺四丁目、禅台寺五丁目、禅台寺六丁目、徳野南一丁目、徳野南二丁目、長坂一丁目、長坂二丁目、虹ヶ丘一丁目、虹ヶ丘二丁目、虹ヶ丘三丁目、虹ヶ丘四丁目、虹ヶ丘五丁目、虹ヶ丘六丁目、虹ヶ丘一丁目、虹ヶ丘二丁目、虹ヶ丘三丁目、美里ヶ丘一丁目、美里ヶ丘二丁目、みずきヶ丘一丁目、みずきヶ丘二丁目、みずきヶ丘三丁目、みずきヶ丘四丁目、室原、矢戸、谷迫間、若葉台一丁目、若葉台二丁目、若葉台三丁目、若葉台四丁目、若葉台五丁目、若葉台六丁目、若葉台七丁目、若葉台八丁目及び若葉台九丁目

平成三十一年一月三日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社